

熊本博物館協議会の公募委員の選考に関する要綱

制定 平成23年 5月10日教育長決裁
改正 平成24年 4月 1日教育長決裁
平成29年 4月 1日熊本博物館長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本博物館協議会の委員を公募により選任するため、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の定数は、2人とする。

(選考委員会の設置)

第3条 公募委員の選考を公正に行うため、熊本博物館協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には熊本博物館に属する事務を所管する教育委員会事務局部長をもって充てる。

3 委員には教育政策課長及び熊本博物館長をもって充てる。

(選考委員会の所管事務)

第5条 選考委員会の所管事務は次のとおりとする。

- (1) 公募方法に関すること。
- (2) 選考方法及び審査項目に関すること。
- (3) 応募資格に関すること。
- (4) その他、公募委員の選考に関すること。

(会議の招集)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、熊本博物館とする。

(選考手続)

第8条 公募委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考は、別に定める選考基準に基づき応募者を評価し、基準点以上かつ最上位の者から選定する。

2 応募者がいずれも基準点を満たさない場合は、候補者を選定しないものとする。

3 候補者が辞退した場合には、次の点のものを候補者として繰り上げるものとする。この場合において、前項の規定は、繰り上げた候補者について準用する。

4 委員長は、候補者を教育長に報告するものとする。

5 熊本博物館長は、候補者を熊本博物館協議会委員として教育委員会会議へ提案するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月10日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。